

○海上自衛隊以外に勤務する海上自衛官に係る災害補償事務の所掌区分について（通達）

〔平成22年11月16日〕
海幕厚生第8860号

改正 令和 7年 3月24日 海幕厚生第103号

海上幕僚長から 各部隊の長 あて
各機関の長

海上自衛隊以外に勤務する海上自衛官に係る災害補償事務の所掌区分について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、海上自衛隊以外に勤務する海上自衛官に係る公務災害補償事務の所掌区分について（通達）（海幕厚第2372号。5. 5. 17）は、廃止する。

記

海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）以外の防衛省の部局、機関又は部隊（以下「他機関等」という。）に勤務する海上自衛官に係る海上自衛隊災害補償規則（平成22年海上自衛隊達第31号）第2条第7号に規定する「補償事務主任者」及び第3条に規定する「補償及び福祉事業の実施の管轄区分」は、次のとおりとする。

1 第2条第7号関係

「補償事務主任者」は、次の表の左欄に掲げる勤務先に勤務する海上自衛官について、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

	勤 務 先	補償事務主任者
1	東京都に所在する他機関等（4の項に規定する他機関等を除く。）	中央業務会計隊司令
2	東京都、北海道及び青森県の区域以外の区域に所在する他機関等（4の項に規定する他機関等を除く。）	当該区域を警備区域とする地方隊に所属する基地業務隊司令
3	北海道又は青森県の区域に所在する他機関等（4の項に規定する他機関等を除く。）	大湊基地業務隊司令
4	国際平和協力業務を行う他機関等	海上幕僚監部人事教育部長

2 第3条関係

「補償及び福祉事業の実施の管轄区分」は、次のとおりとする。

- (1) 東京都に所在する他機関等及び国際平和協力業務を行う他機関等に勤務する海上自衛官については海上幕僚長
- (2) 当該地方隊の警備区域に所在する他機関等（東京都、北海道及び青森県の区域に所在する他機関等並びに国際平和協力業務を行う他機関等を除く。）に勤務する海上自衛官については当該地方総監
- (3) 北海道又は青森県の区域に所在する他機関等（国際平和協力業務を行う他機関等を除く。）に勤務する海上自衛官については大湊地区総監